

平成 17 年度

中泊町水質検査計画

目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の自己／委託の区分
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 水質検査の精度と信頼性の保証について
11. 関係者との連携について

# 平成17年度 中泊町水質検査計画

## 1. 基本方針

本町は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質の検査を実施いたします。

また、必要に応じて、水質管理目標設定項目に含まれる項目も検査を行います。

## 2. 水道事業の概要

- (1) 水道事業体名 青森県中泊町
- (2) 計画給水人口 17,590人 (中里12,500人、小泊 5,090人)
- (3) 1日平均浄水量 3,399m<sup>3</sup> (中里 2,413m<sup>3</sup>、小泊 986m<sup>3</sup>)  
1日最大浄水量 7,253m<sup>3</sup> (中里 5,500m<sup>3</sup>、小泊 1,753m<sup>3</sup>)
- (4) 主な水源・浄水場の名称及び浄水処理方法

	浄水場名	水源名	種別	浄水処理方法		
中里水道事業	深郷田浄水場	深郷田1号井	深井戸	塩素消毒のみ		
		深郷田2号井	深井戸	塩素消毒のみ		
		深郷田7号井	深井戸	塩素消毒のみ		
	尾別浄水場	尾別4号井	深井戸	塩素消毒のみ		
		尾別6号井	深井戸	塩素消毒のみ		
小泊水道事業	小泊村浄水場	冬部川	表流水	緩速ろ過	後塩素	
	小泊村第二浄水場	小泊ダム	ダム直接	急速ろ過	前塩素	ポリ塩化アルミニュウムパック 後塩素

## 3. 原水及び浄水の水質状況と留意すべき水質項目

	浄水場名	原水及び浄水の水質状況	留意すべき水質項目
中里水道事業	深郷田浄水場	深井戸のため水質の変化もなく、水質基準を十分満足している。	大腸菌
	尾別浄水場	深井戸のため水質の変化もなく、水質基準を十分満足している。	大腸菌
小泊水道事業	小泊村浄水場	表流水だが、水質基準を十分満足している。	濁度(降雨時)、大腸菌、嫌気性芽胞菌
	小泊村第二浄水場	ダム直接だが、水質基準を十分満足している。	濁度(降雨時)、藻類、臭気、大腸菌、嫌気性芽胞菌

## 4. 採水場所

### 1) 中里水道事業 (図1参照)

#### (1) 給水栓水

浄水場系統ごとに検査地点を設け、2箇所の蛇口で検査します。

毎日の検査については、1箇所で検査します。

#### (2) 浄水場の原水及び配水

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、蛇口に代えて、各浄水場の出口2箇所、原水5箇所で検査します。

### 2) 小泊水道事業 (図2参照)

#### (1) 配水池に入る手前

浄水場系統ごとに検査地点を設け、2箇所の配水池で検査します。

毎日の検査については、1箇所で検査します。

#### (2) 浄水場の原水及び配水

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、蛇口に代えて、各浄水場の出口2箇所、原水2箇所で検査します。

### 5. 水質検査項目及び検査頻度

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度設定の理由は下記の表に示すとおりです。

### (1) 中泊町上下水道課

(2) 中泊町上下水道課 小泊事業所

番号	検査項目 検査項目	検査結果		原水			省略の検査理由	
		×検査結果		原水				
		1回/月	4回/年	回/年	1回/月	1回/年	1回/年	
基1	一般細菌	○			○			省略不可項目
基2	大腸菌	○			○			省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物			○			○	過去において検出されていないため
基4	水銀及びその化合物			○		○	○	水銀に汚染源が存在しないため
基5	セレン及びその化合物			○		○	○	水銀に汚染源が存在しないため
基6	鉛及びその化合物			○		○	○	水銀に汚染源が存在しないため
基7	ヒ素及びその化合物			○		○	○	水銀に汚染源が存在しないため
基8	六価クロム化合物			○		○	○	過去において検出されていないため
基9	シアノ化物イオン及び塩化シアン	○				○	○	省略不可項目
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○			過去の検査結果が基準値の1/10以下であるため
基11	フッ素及びその化合物			○		○	○	水銀に汚染源が存在しないため
基12	ホウ素及びその化合物			○		○	○	新規項目のため
基13	四塩化炭素			○		○	○	水銀に汚染源が存在しないため
基14	1,4-ジオキサン			○		○	○	新規項目のため
基15	1,1-ジクロロエチレン			○		○	○	浄水処理により除去されるため
基16	シス-1,3-ジクロロエチレン			○		○	○	浄水処理により除去されるため
基17	ジクロロメタン			○		○	○	浄水処理により除去されるため
基18	テトラクロロエチレン			○		○	○	浄水処理により除去されるため
基19	トリクロロエチレン			○		○	○	浄水処理により除去されるため
基20	ベンゼン			○		○	○	浄水処理により除去されるため
基21	クロロ酢酸	○						省略不可項目
基22	クロロホルム	○						省略不可項目
基23	ジクロロ酢酸	○						省略不可項目
基24	ジブロモクロロメタン	○						省略不可項目
基25	臭素酸	○						次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基26	純トリハロメタン	○						省略不可項目
基27	トリクロロ酢酸	○						省略不可項目
基28	ブロモジクロロメタン	○						省略不可項目
基29	ブロモホルム	○						省略不可項目
基30	ホルムアルデヒド	○						省略不可項目
基31	亜鉛及びその化合物			○		○	○	水銀に汚染源が存在しないため
基32	アルミニウム及びその化合物			○		○	○	新規項目のため
基33	鉄及びその化合物			○		○	○	水銀に汚染源が存在しないため
基34	銅及びその化合物			○		○	○	水銀に汚染源が存在しないため
基35	ナトリウム及びその化合物			○		○	○	水銀に汚染源が存在しないため
基36	マンガン及びその化合物			○		○	○	水銀に汚染源が存在しないため
基37	塩化物イオン	○			○			省略不可項目
基38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○		○	○	水銀に汚染源が存在しないため
基39	蒸発残留物			○		○	○	水銀に汚染源が存在しないため
基40	陰イオン界面活性剤			○		○	○	過去において検出されていないため
基41	ジェオスミン			○				新規項目のため(検出された場合には継続して検査する)
基42	2-メチルイソボルネオール			○				新規項目のため(検出された場合には継続して検査する)
基43	非イオン界面活性剤			○		○		新規項目のため
基44	フェノール類			○		○		過去において検出されていないため
基45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○			○			省略不可項目
基46	pH値	○			○			省略不可項目
基47	味	○						省略不可項目
基48	臭気	○			○			省略不可項目
基49	色度	○			○			省略不可項目
基50	濁度	○			○			省略不可項目
基51	色							省略不可項目
基52	腐り							省略不可項目
基53	消毒の残留効果							省略不可項目

その他の項目

原水は、クリプトスボリジウム(原虫)、大腸菌及び嫌気性芽胞菌を年1回検査します。  
 また、農薬由来の2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸及び2,4-ジクロロフェノキシ酢酸を年1回検査します。

## 6. 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づく、告示に示された検査方法により行います。

なお、水質検査の委託先は、下記8. の検査機関です。

## 7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

なお、原因が不明の場合には、水質異常の原水は、試験用の試料採取時に保存用試料も採取し、原因の解明又は証拠物件としての必要がなくなるまで、冷凍保存いたします。

- イ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ロ 水源に異常があったとき。
- ハ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消火器系感染症が流行しているとき。
- ニ 净水過程に異常があったとき。
- ホ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ヘ その他特に必要があると認められるとき。

## 9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は中泊町役場ホームページにて公表いたします。  
また、水質検査計画は毎年見直して作成いたします。

## 10. 水質検査の精度と信頼性の保証について

中泊町においては、水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関に水質検査を委託をし、  
内部精度管理及び外部精度管理試験への参加（国及び青森県）により精度の確認をおこなっています。

原則として水質基準の1/10の定量下限値を確保しています。

また、水質基準値の1/10付近の測定における変動係数(CV値)が金属類で10%以下、微量有機物  
関連項目では20%以下になるように検査を行うとともに、測定者間のバラツキがなくなるよう、  
分析機器の取扱マニュアルを作成し、精度のよい測定ができる体制を整備しています。

## 11. 関係者との連携について

水源及び水道水における水質事故が発生した場合は、青森県、保健所、関係各機関等と連携し、  
情報交換を図りながら、現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行います。